

令和5年 第6回 新富町農業委員会会議録

(令和5年6月28日)

新 富 町 農 業 委 員 会

令和５年 第６回新富町農業委員会定例会会議録

召集年月日	令和５年６月２８日（水）					
召集の場所	新 富 町 役 場					
開閉会日時 及び宣言	開会 令和５年 ６月２８日 午後 ２時５５分 議長 閉会 令和５年 ６月２８日 午後 ３時３５分 議長					
応召集委員 及び出席並 び欠席委員 凡 例 ○ 出席 × 欠席	議席 番号	氏 名	出 欠	議席 番号	氏 名	出 欠
	１ 番	平下 裕敏	○	９ 番	欠員	—
	２ 番	芳野 京子	○	１０番	川野 國廣	○
	３ 番	山口 弘安	○	１１番	中山 真一	○
	４ 番	藤井 貞敏	○	１２番	長友 保	○
	５ 番	水筑 祐子	○	１３番	猪俣 忠	○
	６ 番	太田 茂	○	１４番	井崎 誠	○
	７ 番	長友 万藏	○	１５番	長友 嘉美	○
	８ 番	鬼塚 眞理子	○	１６番	前田 章男	○
会議録署名委員	８ 番 鬼塚眞理子委員 １０番 川野 國廣委員					
職務のため会議 に出席した者の 職氏名	局 長	宮本 信一	○			
	局長補佐	和田 憲幸	○			
	主幹兼係長	池田 美季	○			
	係長	中谷 静江	○			
会議に付した事件	別紙のとおり					
議 事 日 程	別紙のとおり					
会 議 の 経 過	別紙のとおり					
議 案 写	省 略					
傍 聴 人						

付議した案件

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請承認について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請承認について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請承認について
- (4) 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について
- (5) 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について
- (6) 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

会議の日程

日程第1

会議録署名委員の指名について

日程第2

会期の決定について

日程第3

議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請承認について

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第30号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について

議案第31号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画の要請について

議案第32号 令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

議長 ただ今から、令和 5 年第 6 回新富町農業委員会定例総会を開会いたします。本日の出席者は農業委員 8 名、農地利用最適化推進委員 7 名であります。定足数に達しております。

議長 5 月定例総会以降における業務報告につきましては、お手元に配布のとおりです。

議長 日程第 1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員に、8 番 鬼塚真理子委員、10 番 川野國廣委員を指名いたします。

議長 日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。
お諮りいたします。本定例会の会期は本日 1 日間としたいと思いますが、異議はありませんか。

(異議なし声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日 1 日間と決定いたしました。

議長 それではさっそく議事に入りたいと思います。日程第 3 議案第 27 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認について」を議題といたします。

議長 それでは、その 1 について、現地調査の報告を含め事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 1 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■■さん、譲受人■■■■■はさん、申請地は大字■■■■■■■■■■、他全 3 筆、田で 1,244 m²です。親子間の無償贈与です。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

太田 ありません。

議長 次に、その 2 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 2 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■、他全 5 筆、畑で 9,780 m²、所有権移転の経営規模拡大で対価額■■■■■■■■■■円の 10 アールあたり■■■■■■■■■■円となっております。なお、この土地にはハウスがあり、以前から譲受人が使用しており、今回、譲り受けることになりました。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。しかし、一部、雑草が生い茂っている部分があるため今後は管理を行うように指導したいと思います。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 次に、その 3 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 3 についてご説明申し上げます。譲渡人は■■■■さん、譲受人は■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■他全 5 筆、田が 4 筆の 4,397 m²、畑が 1 筆の 4,301 m²、所有権移転の親子間での生前贈与となっております。

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

議長 担当委員の補足説明はないですか。

水筑 ありません。

議長 次に、その 4 について事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、その 4 についてご説明申し上げます。譲渡人は井上津義

次に、現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。説明は以上です。

藤井 ありません。

事務局 それでは、その 5 とその 6 についてご説明申し上げます。

次に、その 6 についてご説明いたします。譲渡人は■■■■さん、譲受人はその 5 と同じく■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■、他全 4 筆、畑で 2,301 m²、賃貸借での新規参入で対価額 34,515 円、10 アールあたり■■■■円となっております。

次に、その 5 とその 6 の現地調査についてご報告いたします。事務局にて現地を確認した結果、耕作するのに問題ない土地でありました。

なお、その 5 と 6 の譲受人ですが、今回、新規に 5 筆、計 3,468 m² の畑を借り受けて、スイートコーンを作付けする予定との事です。説明は以上です。

山口 ありません。

議長　ただいま議案第 27 号について説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長　ご質問等はないでしょうか。

議長 それではご質問もないようですので採決します。
議案第 27 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 27 号については、申請どおり承認されました。

議長 次に、議案第 28 号「農地法第 4 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長 それでは、その 1 について事務局に説明を求めます。

[illegible]

なお、こちらの場所は第 1 種農地と判断しておりますが、農産物販売施設ということ不許可の例外に該当いたします。説明は以上です。

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

13番 猪俣 忠 委員

猪俣 13 番猪俣が現地調査について報告いたします。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、町道も大きな道路が左右に通っていきまして、大きな排水路もありまして、何ら問題ないと判断いたしました。以上です。

議長 地元委員からはなにかありますか。

藤井 ありません。

議長　ただいま、議案第 28 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 質問等はないでしょうか。

議長 それでは、質問等もないようですので採決します。
議案第 28 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 28 号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 次に、議案第 29 号「農地法第 5 条の規定による許可申請承認について」を議題と致します。

議長　それでは、その１について、事務局に説明を求めます。

事務局　それでは、その 1 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 3 ページになります。

[illegible]

議長 それでは現地調査の報告をお願いします。

13 番 猪俣 忠委員

猪俣 はい、13 番猪俣が現地調査の報告をいたします。この議案は、土地が三角地になっており、道路にも面しているんですけども、この案件としては何ら問題がないと判断しました。以上です

議長 それでは地元委員の補足説明はないですか。

藤井 ありません。

議長 次に、その 2 について事務局に説明をお願いします。

事務局 それでは、その 2 についてご説明申し上げます。現地調査資料の 5 ペ

譲受人は■■さん、譲渡人は■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■地区内にある■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■の隣接した土地になります。登記地目が田の 1033 m²、申請内容は露店駐車場で、申請理由は議案書記載のとおりです。第 1 種農地と判断しておりますが、既存の施設の拡張ということで不許可の例外に該当いたします。なお、追認案件となっております。説明は以上です。

15 番 長友嘉美 委員

議長 挙手全員ですので、議案第 29 号については、申請どおり承認されました。よって、申請どおり県知事に進達する事といたします。

議長 つぎに、議案第 30 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による所有権移転及び利用権設定の集積計画承認について」を議題

といたします。

議長 それでは、その 1 の所有権移転について、関係委員に説明を求めます。

3 番 山口弘安 委員

議長 3 番山口がその 1 について説明いたします。所在地は■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■ほか 4 筆、合計の 8237 m²。譲渡人が■■■■■■の■■■さん、譲受人が大字■■■■の■■■さん。売買価格は全部で■■■■万円、10 アールあたり 291,368 円となっております。この件は、中山委員との共同あっせんです。

議長 続きまして貸借権設定について事務局に一括して説明してもらいます。

事務局 それでは、その 2 についてご説明申し上げます。
貸付人は■■■■■■さん、借受人は■■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、他全 2 筆、田の 4,673 m²、公告期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 15 年 6 月 30 日、親子間の使用貸借で富田町案件となっております。

事務局 次に、その 3 についてご説明申し上げます。
貸付人は■■■■■■さん、借受人は■■■■■■さん、申請地は大字■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■、他全 2 筆、田の 2,455 m²、公告期間は令和 5 年 7 月 1 日から令和 10 年 6 月 30 日、賃貸借権設定の 10 アールあたり 10,183 円で個別案件となっております。

事務局 その 4 と 8 につきましては、再設定になりますので説明は省略いたします。
以上、説明を終わります。

議長 ただいま議案第 30 号について説明が終わりましたが、質問等はありませんか。

議長 ご質問はないでしょうか。

議長 それでは質問、ご異議もないようですので採決いたします。
議案第 30 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 30 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 31 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 11 項の規定による農地利用集積等促進計画作成の要請について」を議題といたします。

議長 それではその 1 からその 47 まで、一括して事務局に説明を求めます。

事務局 それでは、事務局から説明いたします。
こちらのその 1 から 47 につきましては、農地中間管理事業の地域及び個別案件です。なお、借り手予定者につきましては、34 と 35 ページの別紙様式第 7 号の農地利用集積促進計画（案）をご確認ください。以上、説明といたします。

議長 ただいま議案第 31 号について説明が終わりましたが、質問、ご異議等はありませんか。

議長 それでは質問もないようですので採決します。
議案第 31 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手全員ですので、議案第 31 号については承認されました。

議長 つぎに、議案第 32 号「令和 4 年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題といたします。

議長 議案の内容について、事務局に説明を求めます。

事務局 （議案に基づいて内容を説明）

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、ご質問、ご異議はございませんか。

議長 この集積率の 78.5 というのは間違いないでしょうか。

事務局 実際、毎年毎年の農業委員会で集積を行いました面積の積み上げでこちらの方はなっております。実際はですね、担い手の実態調査というのがですね産業振興課の所管の調査で、担い手が 400 人ぐらいいるんですけどその中で担い手の一人一人がどれだけの農地を集積・集約してるかというのを把握する調査がありましてそちらの方の調査でいうとこの数値よりは若干下がっているという形になっております。

この調査というのは実際のこれまでの積み上げ面積がこちらでは記載はしてあります。これまでの毎年毎年の 1 年 1 年の農地の積み上げがなっておりますので、若干、数値が違うところはあります。

議長 78%といたら県下でもトップぐらいではないか。

事務局 もうトップですね。だから、今後はこれ以上は中々ですね、新規で新規参入者とかがどんどん出てきて、そういった方に貸付がされるということがない限りは、ちょっと増えてはいかないと思います。もうかなり高い数値にはなっておりますので、県下でトップクラスですね。

猪俣 いいですか。

議長 どうぞ。

猪俣 人農地プランのやつで集積関係が 5 年後 10 年後を見据えて協議をやるうと形で、柳瀬地区の場合で 32ha あるんですけど、現在 10 名程で耕作して集積してるんですけど、残りがあと約 3ha ぐらい個人で所有して作られているか方がいらっしるんですけど、今度は担い手に人農地プランで集積計画というような形になりますけど、そういう時にはこれに反映されてくるんですよ。

事務局 そうです。

猪俣 わかりました。

議長 ほかに何かないですか。

議長 それでは質問もないようですので、採決いたします。

議長 それでは、採決いたします。
議案第 32 号について、承認される方の挙手を求めます。

議長 挙手が全員ですので、議案第 32 号については承認されました。したが
いまして、町ホームページにて公表することといたします。

議長 以上をもちまして、令和 5 年 6 月 28 日開会の第 6 回新富町農業委員
会定例総会に付議されました案件は全て審議終了しました。これをも
って閉会いたします。

令和 5 年 月 日

会 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____